

# かわしんスーパー積金 商品概要説明書

平成24年12月25日現在適用中

項 目	内 容
1. 商品名	・ 自由金利型定期積金 (愛称: スーパー積金)
2. 販売対象	・ 法人および個人
3. 期 間	・ 1年以上5年以下 一般式…1年、2年、3年、4年、5年 進学式…12カ月以上60カ月以内(自振扱のみ) ※通帳式(集金・店頭)、証書式(自振)
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 契約期間内で掛金を分割受入 ・ 1回当たり1,000円以上 ・ 1,000円単位
5. 支払方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息(給付補填金) (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・ 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税 金	・ 個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(なお、マル優は利用できません)。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約条項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
11. 金利情報の入手方法	・ 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課(9時~17時、電話:0120-89-2471)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777) 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター(電話:0564-54-9449) 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お

	<p>申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。</li> <li>・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。</li> </ul>

豊川信用金庫